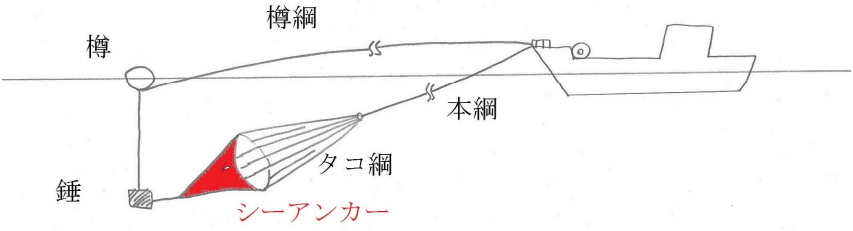


船舶事故調査報告書

平成27年5月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年11月25日 03時55分ごろ
発生場所	長崎県対馬市黒島東方沖 対馬黒島灯台から真方位087° 16.0海里（M）付近 （概位 北緯34° 20.00′ 東経129° 43.92′）
事故調査の経過	平成26年11月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{ゆうこう} 祐幸丸、19トン SA2-1929（漁船登録番号）、株式会社祐幸丸 18.89m（Lr）×3.78m×1.74m、FRP ディーゼル機関、134kW、昭和63年3月5日 第290-49269号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 26歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年8月10日 免許証交付日 平成24年5月2日 （平成29年8月12日まで有効） 甲板員A 男性 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年10月18日 免許証交付日 平成26年5月23日 （平成31年5月22日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、いか釣り漁に従事する漁船で、船長、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、僚船と共に、平成26年11月24日の日没後に黒島東方沖の漁場において、船首からシーアンカーを投入し、漂泊して操業を開始した。 （図1参照） 船長は、25日03時30分ごろ、対馬黒島灯台から真方位087° 16.0M付近において、船首を北東に向けているとき、操業を

	<p>終了することとして、甲板員A及び甲板員Bにシーアンカーの巻揚げを指示し、自らは操舵室から2人の作業を監視していた。</p> <p>甲板員Aは、船首部にあるローラの船首側に立ち、操舵室側を向いてローラのコード付き操作装置を右手に持ち、シーアンカーの樽綱から巻き揚げ始めた。</p> <p>甲板員Bは、ローラ前方の船首台上がり、シーアンカーが巻き揚げられるときにゴミなどを巻き込まないようにするため、長いフックを持って前方を見ていたところ、03時55分ごろ「アッ」という声が聞こえたので振り向くと、甲板員Aがローラに被^{かぶ}さるよう^{よう}にしてシーアンカーのタコ綱に強く巻き込まれていることを発見した。</p> <p>船長は、事故を認めると同時に操舵室にあるローラの電源スイッチを切って船首に行き、甲板員Bと共にタコ綱を切断して甲板員Aを引き出し、負傷の状況を確認すると、非常に痛がるので、僚船の船長に連絡して海上保安庁への連絡を依頼した。</p> <p>本船は、来援した巡視船の伴走を受けて対馬市厳原港に入港した。</p> <p>甲板員Aは、救急車で病院に搬送され、医師から第3腰椎圧迫骨折、頭部打撲、前胸部・左大腿部打撲等と診断され、3週間入院した。</p>  <p>(図1 シーアンカー使用概要図) (付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 北東、風力 8 海象：波高 約3m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、操業及び作業を指揮していたが、作業の手順等については、甲板員A及び甲板員Bに任せていた。</p> <p>船長は、本事故発生当時、船首での作業から目を離し、帰港準備をしていたので、本事故を目撃していなかった。</p> <p>船長は、本事故後、乗組員を集め、事故には気を付けるように注意喚起を行い、乗組員同士で作業の注意を行うように指示した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、黒島東方沖でいか釣り漁を終了してシーアンカーを巻き揚げの際、甲板員Aが船体動揺で身体のバランスを崩したことから、巻揚げローラの上に倒れ込み、巻き揚げていた綱に巻き込まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、日頃からシーアンカー巻揚げ作業に従事していたものの、船体動揺で身体のバランスを崩したとき、周囲に身体を支える支柱等がなかったので、巻揚げローラに倒れ込み、巻き揚げていた綱に巻き込まれたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、黒島東方沖でいか釣り漁を終了して漂泊中、甲板員Aが船体動揺で身体のバランスを崩したため、巻揚げローラの上に倒れ込み、巻き揚げていた綱に巻き込まれたことにより、発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・巻揚げローラ付近など巻き込まれると負傷する危険がある場所に身体を支えるための支柱等を設置すること。 ・船体動揺が激しくなりそうなときのために、操業の中止基準を設定し、早めに中止を決定すること。

付図1 事故発生場所概略図

